

平成6年3月31日

警察本部訓令第15号

警察本部長

警察官の服制及び給貸与品の給貸与に関する訓令

(概要)

埼玉県警察の警察官の服制並びに支給品の支給及び貸与品の貸与に関して必要な事項を定めたもので

- 警察官の制服等の着用
- 制服以外の被服等の着用
- 礼服等の着用
- 署長章等徽章の着装
- 給貸与品の区分
- 給貸与品の交換、返納
- 各種報告

等について定めている。